（災害によって住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で、日常生活に著しい支障を及ぼしているものの除去）

第十二条　法第四条第一項第十号の規定に基づく令第二条第二号の災害によって住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で、日常生活に著しい支障を及ぼしているもの（以下「障害物」という。）の除去は、次の各号に定めるところにより行うこととする。

一　［略］

二　障害物の除去のため支出できる費用は、ロープ、スコップその他除去のため必要な機械、器具等の借上費又は購入費、輸送費、賃金職員等雇上費等とし、市町村内において障害物の除去を行った一世帯当たりの平均が十三万五千百円以内とすること。

三　［略］

（救助のための輸送費及び賃金職員等雇上費）

第十三条　法第四条第一項各号の救助を実施するに当たり必要な場合は、救助のための輸送費及び賃金職員等雇上費を支給することができる。

一　救助のための輸送費及び賃金職員等雇上費として支出できる範囲は、次に掲げる場合とすること。

イ　被災者の避難に係る支援

［ロ～ト　略］

［二・三　略］

第三章　災害救助事務

（救助事務費）

第十五条　法第十八条第一項の救助の事務を行うのに必要な費用（以下「救助事務費」という。）は、次の各号に定めるところによる。

一　救助事務費に支出できる範囲は、救助の事務を行うのに要した経費（救助の実施期間内のものに限る。）及び災害救助費の精算の事務を行うのに要した経費とし、次に掲げる費用とすること。

イ　時間外勤務手当

ロ　賃金職員等雇上費

ハ　旅費

ニ　需用費（消耗品費、燃料費、食糧費、印刷製本費、光熱水費及び修繕料をいう。）

ホ　使用料及び賃借料

ヘ　通信運搬費

ト　委託費

二　各年度において、前号の救助事務費に支出できる費用は、法第二十一条に定める国庫負担を行う年度（以下「国庫負担対象年度」という。）における各災害に係る前号イからトまでに掲げる費用について、地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百四十三条に定める会計年度所属区分により当該年度の歳出に区分される額を合算し、各災害の当該合算した額の合計額が、国庫負担対象年度に支出した救助事務費以外の費用の額の合算額に、次のイからトまでに掲げる区分に応じ、それぞれイからトまでに定める割合を乗じて得た額の合計額以内とすること。

イ　三千万円以下の部分の金額については百分の十

ロ　三千万円を超え六千万円以下の部分の金額については百分の九

（災害によって住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で、日常生活に著しい支障を及ぼしているものの除去）

第十二条　法第四条第一項第十号の規定に基づく令第二条第二号の災害によって住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で、日常生活に著しい支障を及ぼしているもの（以下「障害物」という。）の除去は、次の各号に定めるところにより行うこととする。

一　［同上］

二　障害物の除去のため支出できる費用は、ロープ、スコップその他除去のため必要な機械、器具等の借上費又は購入費、輸送費、賃金職員等雇上費等とし、一世帯当たり十三万四千八百円以内とすること。

三　［同上］

（救助のための輸送費及び賃金職員等雇上費）

第十三条　法第四条第一項各号の救助を実施するに当たり必要な場合は、救助のための輸送費及び賃金職員等雇上費を支給することができる。

一　救助のための輸送費及び賃金職員等雇上費として支出できる範囲は、次に掲げる場合とすること。

イ　被災者の避難

［ロ～ト　同上］

［二・三　同上］

［章を加える。］